五三三　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　二八　八
五三四　水先人に免許を与えた件　二八　九
五三五　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　二九　九
五三六　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定により登録運搬方法確認機関を登録する件　二九　一〇
五三七　道路法第四十七条の三第一項の限度超過車両の通行を誘導すべき道路を定める告示の一部を改正する件　三〇72　六五
五三八　耐火構造の構造方法を定める件の一部を改正する件　三〇72　八四
五三九　主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の主要構造部の構造方法を定める件の一部を改正する件　三〇72　八四
五四〇　準耐火構造の構造方法を定める件の一部を改正する件　三〇72　八四
五四一　防火構造の構造方法を定める件の一部を改正する件　三〇72　八五
五四二　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　三〇72　八六
五四三　国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する件　三〇72　八七
五四四　航行援助施設利用料に関する告示の一部を改正する件　三〇72　八七
五四五　登録建築物調査機関の事業所の所在地を変更した件　三一　五
五四六―砂防法第二条の土地を指定する件　三一　五
五四八　船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件　三一　七
五四九　船舶安全法に基づく型式承認等をした件　三一　七
五五〇―船舶安全法に基づく型式承認等をした件　三一　七
五五三　建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件　三一　八
五五四　海岸保全施設に関する直轄工事を一部完了した件　三一　73　二〇七
五五五―土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　三一　73　二〇八
五五六　建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部を改正する件　三一　73　二一四
五六一　特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する件　三一　73　二一七
五六二　主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の主要構造部の構造方法を定める件の一部を改正する件　三一　73　二二〇
五六三　準耐火構造の構造方法を定める件の一部を改正する件　三一　73　二二三
五六四　測量法第三十四条の規定に基づく作業規程の準則の一部を改正した件　三一　73　二二三
五六五　独立行政法人海上技術安全研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準の一部を改正する等の告示　三一　73　二二三
五六六　船舶のトン数に関する証書交付規則等の一部を改正する等の告示　三一　73　二二三
五六七　独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係告示の整備に関する告示　三一　73　二二三
五六八　独立行政法人土木研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準及び独立行政法人建築研究所が政府出資金等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準の一部を改正する告示　三一　73　二二三
五六九　堺泉北港港湾広域防災区域の区域を変更した件　三一　73　二二三
五七〇　川崎港港湾広域防災区域の区域を変更した件　三一　73　二二四
五七一　低騒音型建設機械の指定に関する件　三一　73　二二五
五七二　排出ガス対策型建設機械の指定に関する件　三一　73　二二七
五七三　排出ガス対策型原動機の認定に関する件　三一　73　二二八
五七四　海岸法の規定に基づく海岸保全施設に関する直轄工事が完了した件　三一　73　二二八
五七五　料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する件　三一　73　二二八
五七六　地方道路公社法の規定に基づく国土交通大臣の指定する金融機関を定める告示の一部を改正する件　三一　73　二二八
五七七　港湾運営会社として指定した株式会社の本店所在地変更の届出があった件　三一　73　二二八
五七八　航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件　三一　73　二三八
五七九　障害者差別解消法の施行に伴う地方支分部局等への権限を委任する件　三一　73　二三九
五八〇　航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の一部を改正する件　三一　73　二三九
五八一　地方住宅供給公社法の規定に基づき国土交通大臣の指定する有価証券及び金融機関を定める告示の一部を改正する件　三一　73　二三〇
五八二　動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する件　三一　73　二三一
五八三　昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号の一部を改正する件　三一　特13　五七
五八四　租税特別措置法施行令第二十六条の四第八項及び第二十六条の二十八の五第十七項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための増築、改築、修繕又は模様替を定める告示　三一　特13　六〇六
五八五　租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第七項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して多世帯同居改修工事等の内容に応じて定める金額を定める件　三一　特13　六〇六
五八六　平成五年建設省告示第千九百三十一号の一部を改正する件　三一　特13　六〇七
五八七　平成十八年国土交通省告示第四百六十四号の一部を改正する件　三一　特13　六〇七